

玄海／川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

No.	発電所名	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
1	玄海／川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (5) 保安に関する組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮した効果的な取組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持し、次のような状態となることを目指す。	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (5) 保安に関する組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮した効果的な取組みを通じて、次に掲げる状態を目指していることをいう。	表現の修正	
2	玄海／川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (2) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に～	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に～	用語の統一	
3	玄海／川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	申請内容では、8.5.3 未然防止処置が意図している「起こり得る不適合」に関する情報がマネジメントレビューに使用されなくなる恐れがあるため。	
4	玄海／川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。以下「力量」という。）が～	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）（以下「力量」という。）が～	記載の適正化（現状の括弧の位置では部分的にしか意味がかからないため。）	
5	玄海／川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	別表1 6.1に該当する規定文書なし	別表1 6.1に「教育訓練基準」「 必修基準 」「 土木建築基準 」「 放射線管理基準 」「 火災防護計画（基準） 」を追加	6.1に要員、個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系、作業関係が追加されたため、該当文書を記載	
6	玄海／川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	別表1 7.1、7.5.1、7.5.2、7.5.3、7.6に「 試験・検査基準 」の記載あり	別表1 7.1、7.5.1、7.5.2、7.5.3、7.6の「 試験・検査基準 」を削除	8.2.4に記載している「試験・検査基準」によりQMS全体に要求事項に係るため7章に個別に記載する必要はないため削除	
7	玄海／川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	別表1 8.5.3に「 根本原因分析実施基準 」の記載あり	別表1 8.5.3の「 根本原因分析実施基準 」を削除	共通要因分析のため8.5.3に「 根本原因分析実施基準 」を記載していたが、この分析は品管規則の変更に伴い8.5.2へ移動したため削除	
8	玄海(第1編)／川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	別表2 化学管理基準 第94条	別表2 化学管理基準 第94条 を削除	第94条からよう素測定結果の記載がなくなり、第8章施設管理にて実施することとなった事から削除する。	
9	川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	別表2 化学管理基準 誤：第17条の2の2	別表2 化学管理基準 正：第12条の2	記載の適正化 (対象条文の見直し)	
10	川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	別表2 必修基準 第68条、第84条、第84条の2、 第98条の3	別表2 必修基準 第68条、第84条、第84条の2、 第98条の3 を削除	記載の適正化 (対象条文の見直し)	
11	川内	第3条（品質マネジメントシステム計画）	別表2 運転基準 第118条～第118条の3	別表2 運転基準 第118条、第118条の3	記載の適正化 (対象条文の見直し)	
12	玄海(第1編)／川内	第9条（原子炉主任技術者の職務等）	表9-2 第95条（燃料の取替等） 第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	表9-2 第95条（燃料の取替等） 第2項及び 第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	記載の適正化 (対象条項の追加)	
13	川内	第11条の2 (原子炉の運転期間)	※1：原子炉の運転期間とは、…主発電機の解列をいう（以下、本条において同じ）。	※1：原子炉の運転期間とは、…主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。	記載の適正化（玄海と記載を整合）	
14	玄海(第1編)／川内	第33条（計測及び制御設備）	表33-2 原子炉保護系計装確認事項 「項目」 残りの系統が動作可能である状態においては、 検査 のためのバイパス…	表33-2 原子炉保護系計装確認事項 「項目」 残りの系統が動作可能である状態においては、 確認 のためのバイパス…	第2項に定めるLCOを満足しているか同課の確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更	

No.	発電所名	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
15	川内	第33条(計測及び制御設備)	表33-3 工学的安全施設作動計装 ※17 原子炉保護系論理回路の機能 検査 時においては、…	表33-3 工学的安全施設作動計装 ※17 原子炉保護系論理回路の機能 確認 時においては、…	第2項に定めるLCOを満足しているか同課の確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更	
16	玄海(第1編)	第33条(計測及び制御設備)	表33-3 工学的安全施設作動計装 c. 格納容器圧力高 確認事項 「項目」 動作不能でないことを指示値によりする。	表33-3 工学的安全施設作動計装 c. 格納容器圧力高 確認事項 「項目」 動作不能でないことを指示値により 確認 する。	記載の適正化	
17	川内	第61条(主蒸気隔離弁)	変更前欄 第60条(主蒸気安全弁)の条文を記載	変更前欄 第61条(主蒸気隔離弁)の条文を記載	変更前欄への記載誤り	
18	川内	第83条(重大事故等対処設備)	83-16-1 計装設備 最終ヒートシンクの確保 確認事項 「項目」 機能を 確認 する。	83-16-1 計装設備 最終ヒートシンクの確保 確認事項 「項目」 機能を 確認 する。	記載の適正化	
19	玄海(第1編)／川内	第83条(重大事故等対処設備)	83-16-2 可搬型計測器 83-16-3 記録機能 確認事項 「項目」 機能を 検査 を実施する。	83-16-2 可搬型計測器 83-16-3 記録機能 確認事項 「項目」 機能を 確認 する。	第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更	変更前後表を追加
20	玄海／川内	第118条／第50条(施設管理)	6 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) b 系統レベルの保全活動管理指標 保全重要度	6 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) b 系統レベルの保全活動管理指標 施設管理の重要度	記載の適正化 (表現の適正化)	
21	玄海／川内	第118条／第50条(施設管理)	13 構成管理 付番 a, b, c	13 構成管理 付番 (1), (2), (3)	他項に合わせ付番の見直し	
22	玄海(第2編)	第27条(使用済燃料の貯蔵)	廃止措置運営課長及び設備管理課長は、使用済燃料(以下、照射済燃料を含む)を～	(以下、照射済燃料を含む) の記載を削除	玄海1, 2号は照射済燃料を貯蔵していないため、記載の適正化を行う	
23	玄海(第2編)	第33条(放出管理用計測器の管理)	第1項 また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。	第1項 また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。	記載の適正化(第1編との整合)	
24	玄海(第2編)	第45条(放射線計測器類の管理)	第1項 また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。	第1項 また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。	記載の適正化(第1編との整合)	
25	玄海(第2編)	第50条(施設管理計画)	5 施設管理の重要度の設定 発電所組織は、…施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)」と…	5 施設管理の重要度の設定 発電所組織は、…施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と…	記載の適正化 (不要な括弧の削除)	
26	玄海(第2編)	第50条(施設管理)	7.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 原子力部門は、… 設計及び工事計画を策定する。	7.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 原子力部門は、… 設計及び工事の計画を策定する。	記載の適正化	
27	玄海(第2編)	第50条の4(使用前事業者検査の実施) 第50条の5(定期事業者検査の実施)	第4項 (1), (2) …組織の者。 (3) …供給者。	第4項 (1), (2) …組織の者 (3) …供給者	記載の適正化 (句読点の削除)	
28	玄海／川内	第131条／第65条(記録)	表131-3(5)ウ／表65-3(5)ウ 個別業務に必要なプロセス及び 該当 プロセスを実施した結果が～	表131-3(5)ウ／表65-3(5)ウ 個別業務に必要なプロセス及び 当該 プロセスを実施した結果が～	記載の適正化(第3条7.1(3)との整合)	
29	玄海／川内	第131条／第65条(記録)	表131-3(5)エ／表65-3(5)エ 個別業務等要求事項の審査の結果の記録、及び～	表131-3(5)エ／表65-3(5)エ 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び～	記載の適正化(第3条7.2.2(3)との整合)	
30	玄海／川内	第131条／第65条(記録)	表131-3(5)ク／表65-3(5)ク 設計開発の妥当性確認の結果の記録、及び当該設計開発の妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	表131-3(5)ク／表65-3(5)ク 設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	記載の適正化(第3条7.3.6(3)との整合)	
31	玄海／川内	第131条／第65条(記録)	表131-3(5)コ／表65-3(5)コ 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び～	表131-3(5)コ／表65-3(5)コ 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及び～	記載の適正化(第3条7.3.7(4)との整合)	
32	川内	添付6 長期施設管理方針(第118条の6関連)	(2) 2号炉 長期 保守 管理方針 表 保守 管理の項目	(2) 2号炉 長期 施設 管理方針 表 施設 管理の項目	「保守管理」を「施設管理」に変更	変更前後表を追加

以下、余白